

寄 附 申 込 書

年 月 日

寄附金額 _____ 円

寄附物品 _____ ※物品寄附の場合は、数量を記入してください。

私は、大分県社会福祉協議会善意銀行に、上記金額の寄附を申し込みます。

* 寄 附 の 使 い 道 *

※いずれかに✓を入れてください。	一般寄附	<input type="checkbox"/> 使用目的を指定しません。 ※県内の様々な団体が実施する社会福祉事業全般に活用させていただきます。
	指定寄附	<input type="checkbox"/> 使用目的を下記のように指定します。 (使用目的: _____ のため) ※使用目的の例: 大分県社会福祉協議会の活動(別添参照)、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童養護施設など ※指定寄附金については、一部、一般寄附金として県内の様々な団体が実施する社会福祉事業全般に活用します。(裏面 細則第7条第2項参照)

* 寄 附 の 方 法 *

※いずれかに✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 現金(もしくは物品)を持参します。 ※物品は郵送も可					
	<input type="checkbox"/> 現金を指定口座に入金します。 <table border="1"><tr><td>銀行名</td><td>大分銀行 ソーリン支店</td></tr><tr><td>口座番号</td><td>(普通) 729033</td></tr><tr><td>口座名義</td><td>フク) オオイタケンシャカイフクシキョウギカイ カイチョウ クサノ シュンスケ 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 会長 草野 俊介</td></tr></table> <p>※大分銀行からお振り込みの場合は、専用振込用紙(手数料無料)があります。 郵送いたしますので、ご連絡をお願いいたします。</p>	銀行名	大分銀行 ソーリン支店	口座番号	(普通) 729033	口座名義
銀行名	大分銀行 ソーリン支店					
口座番号	(普通) 729033					
口座名義	フク) オオイタケンシャカイフクシキョウギカイ カイチョウ クサノ シュンスケ 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 会長 草野 俊介					

* 寄 附 者 の 情 報 *

住 所	〒 _____ 都 道 府 県 _____
氏 名 団体名	
連絡先	電 話 : _____ E-mail : _____@_____
広報誌等への 掲載	当会にて発行する機関誌「だいふく」(年3回発行)に、氏名を掲載してよいですか。 希望する ・ 希望しない
	当会のHP・SNS(Facebook・Instagram)に、氏名を掲載してよいですか。 希望する ・ 希望しない

※善意銀行への寄附については、税制上の優遇措置があります。
確定申告時に善意銀行が発行した領収書を申告書に添付してください。
(領収書は後日発行いたします。)

※ご記入いただいた個人情報、当会にて厳重に管理し、善意銀行に関する以外での使用及び第三者への開示、提供は行いません。

※事務局決裁欄

会長	事務局長	総務部長	担当者

～寄附・寄贈の使い道について～

寄附するにあたって、その使い道は下記の2種類に分けられます。

◇一般寄附金：広く柔軟に、県内の様々な団体が実施する現状のニーズに沿った福祉活動等に配分します。



◇指定寄附金：特定の福祉施設や活動を指定いただき、指定いただいた配分先に配分します。

(大分県社会福祉協議会の活動、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童養護施設など)

領書等寄附の受入に必要な書類を送付する。
4 寄附金等の受入が完了したときは、寄附者に対し領収書を発行するとともに、領収書の控えを保存する。

5 担当者又は会長から権限移譲を受けた責任者は、寄附申込書を保存するとともに寄附金台帳を整備し、会長又は会長から権限移譲を受けた責任者の承認を得なければならない。

(寄附金等の取扱い)

第7条 一般預託金については、前年度一般預託金額の80%を、善意銀行一般預託金配分要領に従い配分し、残りの20%については本会運営事業に使用するものとする。

2 使途指定寄附金については、寄附額に応じて、以下のとおり本会運営事業に使用したうえで、他の寄附金額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

年間寄附金額	本会運営事業または一般預託金に使用する金額・割合
1,000万円以下	3%
1,000万円を超えて5,000万円以下	30万円+1,000万円を超える額の2%
5,000万円を超えて1億円以下	110万円+5,000万円を超える額の1%
1億円を超えて4億円以下	160万円+1億円を超える額の0.5%
4億円を超える場合	310万円

3 募集指定寄附金については、募金目論見書に従い使用する。なお、残額が発生した場合は残額を本会運営事業に使用するものとする。

※千円未満切捨て

(受領書等の送付)

第8条 寄附金等を受領したときは、一般寄附金又は特定指定寄附金の場合は遅滞なく礼状及び第6条4項の領収書(以下「領収書」という)を、募集指定寄附金の場合は受領書のほか第5条第1項による募金目論見書を、それぞれ寄附者に送付するものとする。

2 前項の領収書には、当法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附者に対する特別扱い等の禁止)

第9条 本会が、寄附の申込みを受け又は過去に寄附を受けたことがある者との間で売買、請負等の取引契約をする場合、契約担当者は総理規程を遵守し、その者に対して他の業者とは異なる特別の便宜を与えたり、取引に当たって有利な条件を設定したりしてはならない。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項があるときは、会長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 善意銀行運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第2条第17項及び、経理規程第26条に定める寄附金品の受入手続きに関して、同規程附則第1項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本会は、広く人々から善意の寄附を受け、これを効果的に社会に還元し、もって社会福祉の増進に寄与するため、本会内に善意銀行を設置する。

(運営委員会の設置)

第3条 善意銀行の適正な運営を図るため、善意銀行運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(寄附金等受入基準)

第4条 本会は、次の各号のいずれかに該当する者からの寄附金等の申込みについてはこれを受け入れることができず、必要事項を定めるものとする。

(1) 暴力団その他の反社会的勢力若しくはこれらに所属する個人又はこれらに關係する団体、個人等

(2) 寄附の対価として本会に対し便宜供与、反対給付を期待していることが明らかなる者

(3) 寄附金等の申込みの際、次に掲げる条件等を付与する者

イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと

ロ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること

ハ 寄附の対象となった寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること

ニ その他会長が本会の運営上支障があると認める条件

(寄附金等の種類)

第5条 本会が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

(1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

(2) 指定寄附金 使途があらかじめ指定された次に掲げる種類の寄附金

イ 使途指定寄附金

ロ 募集指定寄附金

本会が、募集にあたりあらかじめ使途を指定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という。)を作成し、会長又は会長から権限移譲を受けた責任者の承認を得たうえ募集するものとする。

2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の物品、不動産及び財産権等の権利を含むものとする。

(寄附金品の受入手続)

第6条 本会経理規程第26条に基づき、寄附金品を受け入れる場合には、会計責任者は、寄附者が作成した寄附申込書等に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして、会長又は会長から権限移譲を受けた者の承認を受けなければならない。

2 本会は、前項により寄附申込書を受理したときは、担当者又は会長から権限移譲を受けた責任者において、寄附者が第4条各号に該当しないことを確認したうえで、寄附金等の受入について、会長又は会長から権限移譲を受けた責任者の承認を得るものとする。

3 寄附金等の受入が決定したときは、寄附者に対し、その旨を通知するとともに、振込依